

計量法施行規則

目次

- 第一章 通則（第一条―第三条）
- 第二章 正確な特定計量器等の供給
 - 第一節 製造（第四条―第九条）
 - 第二節 修理
 - 第一款 検定証印等の除去（第十条―第十二条）
 - 第二款 修理の事業（第十三条）
 - 第三款 有効期間のある特定計量器に係る修理（第十四条―第十五条）
- 第三章 販売（第十六条―第十九条）
- 第四章 特別な計量器（第二十条―第二十四条）
- 第五章 特殊容器製造事業（第二十五条―第三十七条）
- 第六章 計量証明の事業
 - 第一節 登録（第三十八条―第四十九条）
 - 第二節 特定計量証明事業（第四十九条の二―第四十九条の十）
- 第七章 計量士
 - 第一節 登録（第五十条―第六十二条）
 - 第二節 計量士国家試験（第六十三条―第七十一条）
- 第八章 適正計量管理事業所（第七十二条―第八十一条）
- 第九章 計量器の校正等
 - 第一節 特定標準器による校正等（第八十二条―第八十九条）
 - 第二節 特定標準器以外の計量器による校正等（第九十条―

計量法施行規則

目次

- 第一章 通則（第一条―第三条）
- 第二章 正確な特定計量器等の供給
 - 第一節 製造（第四条―第九条）
 - 第二節 修理
 - 第一款 検定証印等の除去（第十条―第十二条）
 - 第二款 修理の事業（第十三条）
 - 第三款 有効期間のある特定計量器に係る修理（第十四条―第十五条）
- 第三章 販売（第十六条―第十九条）
- 第四章 特別な計量器（第二十条―第二十四条）
- 第五章 特殊容器製造事業（第二十五条―第三十七条）
- 第六章 計量証明の事業
 - 第一節 登録（第三十八条―第四十九条）
 - 第二節 特定計量証明事業（第四十九条の二―第四十九条の十）
- 第七章 計量士
 - 第一節 登録（第五十条―第六十二条）
 - 第二節 計量士国家試験（第六十三条―第七十一条）
- 第八章 適正計量管理事業所（第七十二条―第八十一条）
- 第九章 計量器の校正等
 - 第一節 特定標準器による校正等（第八十二条―第八十九条）
 - 第二節 特定標準器以外の計量器による校正等（第九十条―

第九十五条の二)

第九章 雑則

- 第一節 報告(第九十六条―第三百三条)
- 第二節 立入検査(第四百四条)
- 第三節 計量行政審議会(第二百五条―第一百十三条)
- 第四節 公示(第一百四条)
- 第五節 計量調査官(第一百五条)
- 第六節 計量教習(第一百六条―第一百三十四条)
- 第七節 適用除外(第三十五条)
- 第八節 電磁的記録媒体による提出(第三十六条)

附則

(準用)

第十三条 第五条、第六条第一項、第七条、第八条及び第九条第一項の規定は、第四十六条第一項の特定計量器の修理の事業に準用する。この場合において、第五条第一項及び第六条第一項中「第四十条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」と、第五条第二項中「第四十条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」及び第九条第一項中「副本二通」とあるのは「副本一通」と、第六条第一項中「その事業を行おうとする主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない」とあるのは「経済産業大臣に代えてその事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、第七条第一項及び第九条第一項中「その事業を行っている主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない」とあるのは「経済産業大

第九十五条の二)

第九章 雑則

- 第一節 報告(第九十六条―第三百三条)
- 第二節 立入検査(第四百四条)
- 第三節 計量行政審議会(第二百五条―第一百十三条)
- 第四節 公示(第一百四条)
- 第五節 計量調査官(第一百五条)
- 第六節 計量教習(第一百六条―第一百三十四条)
- 第七節 適用除外(第三十五条)
- 第八節 フレキシブルディスクによる手続(第三十六条―第三十九条)

附則

(準用)

第十三条 第五条、第六条第一項及び第三項、第七条、第八条及び第九条第一項の規定は、第四十六条第一項の特定計量器の修理の事業に準用する。この場合において、第五条第一項及び第六条第一項中「第四十条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」と、第五条第二項中「第四十条第一項」とあるのは「第四十六条第一項」と、第七条第一項及び第九条第一項中「副本二通」とあるのは「副本一通」と、第六条第一項中「その事業を行おうとする主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してなければならない」とあるのは「経済産業大臣に代えてその事業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、第七条第一項及び第九条第一項中「その事業を行っている主たる工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経由してなければならない」とあるのは「経済産業大

臣に代えてその事業を行っている事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、第七条及び第九条中「届出製造事業者」とあるのは「届出修理事業者」と、第七条第一項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十二条第一項」と、第七条第二項中「法第四十一条」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十一条」と、「法第四十二条第二項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十二条第二項」と、第八条中「法第四十三条」とあるのは「法第四十七条」と、第九条中「法第四十五条第一項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十五条第一項」と、別表第一の第二欄中「製造する事業」とあるのは「修理する事業」と読み替えるものとする。

(修理済表示)

第十五条 法第五十条第一項の表示（以下「修理済表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付するものとする。

一 修理済表示を付する方法は、スタンプ（容易に消滅しないインクを用いたものに限る。）、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印とする。

二 修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの円内の数字は、修理を行った西暦年数を表すものとする。

イ 点検のみをした場合



経済産業大臣に代えてその事業を行っている事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない」と、第七条及び第九条中「届出製造事業者」とあるのは「届出修理事業者」と、第七条第一項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十二条第一項」と、第七条第二項中「法第四十一条」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十一条」と、「法第四十二条第二項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十二条第二項」と、第八条中「法第四十三条」とあるのは「法第四十七条」と、第九条中「法第四十五条第一項」とあるのは「法第四十六条第二項において準用する法第四十五条第一項」と、別表第一の第二欄中「製造する事業」とあるのは「修理する事業」と読み替えるものとする。

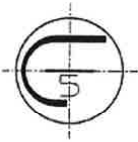
(修理済表示)

第十五条 法第五十条第一項の表示（以下「修理済表示」という。）は、次の各号に定めるところにより付するものとする。

一 修理済表示を付する方法は、スタンプ（容易に消滅しないインクを用いたものに限る。）、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印とする。

二 修理済表示の形状は、次のとおりとする。この場合において、次のイ及びロの円内の数字は、修理を行った年を表すものとする。

イ 点検のみをした場合



ロ 補修又は取替えをした場合



三〇五 [略]

(登録の条件)

第五十一条 [略]

2 法第百二十二条第二項第二号の経済産業省令で定める条件は、次のとおりとする。

一・二 [略]

三 一般計量士にあつては、質量に係る計量に関する実務に二年以上従事していること。

(登録に係る区分)

第九十条 法第百四十三条第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。

一・二 [略]

三 時間、周波数及び回転速度

四〇二十四 [略]

2 [略]

第八節 電磁的記録媒体による提出

ロ 補修又は取替えをした場合



三〇五 [略]

(登録の条件)

第五十一条 [略]

2 法第百二十二条第二項第二号の経済産業省令で定める条件は、次のとおりとする。

一・二 [略]

三 一般計量士にあつては、計量に関する実務に五年以上従事していること。

(登録に係る区分)

第九十条 法第百四十三条第一項の登録に係る物象の状態の量は法第二条第一項第一号及び第二号に掲げるものとし、次のとおり区分する。なお、区分の名称については、機構が別に定める。

一・二 [略]

三 時間及び周波数

四〇二十四 [略]

2 [略]

第八節 フレキシブルディスクによる手続

(電磁的記録媒体による提出)

第三百三十六条 次の各号に掲げる書類の経済産業大臣への提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。以下同じ。)及び様式第九十九の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

- 一 第三十六条第一項の様式第五十四による申請書
 - 二 第三十六条第三項で準用する第三十一条第一項の様式第五十五による届出書
 - 三 第三十六条第三項で準用する第三十四条の様式第五十九による届出書
 - 四 第六十八条の二第二項の様式第七十一による申請書
 - 五 第八十三条の様式第七十四による申請書、同条第一号に掲げる定款及び同条第二号から第四号までに掲げる添付書類
 - 六 第八十三条の四で準用する第八十三条の様式第七十四の二による申請書、同条第一号に掲げる定款及び同条第二号から第四号までに掲げる添付書類
 - 七 第八十四条の様式第七十五による届出書
 - 八 第八十五条第一項の様式第七十六による申請書及び業務規程
 - 九 第八十五条第三項の様式第七十七による申請書
 - 十 第八十七条の様式第七十八による届出書
 - 十一 第八十八条の様式第七十九による届出書
 - 十二 第八十九条の様式第八十による申請書
- 2 | 前項の電磁的記録媒体は、次の各号のいずれかに該当するも

(フレキシブルディスクによる手続)

第三百三十六条 次の表の上欄に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第九十九のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

第三十六条第一項の申請書	様式第百〇
第三十六条第三項で準用する第三十一条第一項の届出書	様式第百一
第三十六条第三項で準用する第三十四条の届出書	様式第百二
第四十九条の三の申請書、同条第一号に掲げる事業計画並びに同条第二号、第三号及び第四号に掲げる添付書類(機構に対してするものに限る。)	様式第百二の三
第四十九条の四において準用する第四十九条の三の申請書(機構に対してするものに限る。)	様式第百二の四
第四十九条の六第一項の届出書(機構に対してするものに限る。)	様式第百二の五
第六十八条の二第二項の申請書	様式第百三
第八十三条の申請書及び同条第二号から第四号までに掲げる添付書類	様式第百四
第八十三条の四で準用する第八十三条の申請書及び同条第二号から第四号までに掲げる添付書類	様式第百四の二

のでなければならぬ。

- 一 日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
 - 二 日本工業規格X六二三五及びX六二四九又はX六二三五及びX六二五二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 3 次各号に掲げる書類の機構への提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体及び様式第九十九の二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
- 一 第四十九条の三の様式第六十三の二による申請書、同条第一号に掲げる定款及び事業計画並びに同条第二号、第三号及び第四号に掲げる添付書類
 - 二 第四十九条の四において準用する第四十九条の三の様式第六十三の三による申請書、同条第一号に掲げる定款及び事業計画並びに同条第二号、第三号及び第四号に掲げる添付書類
 - 三 第四十九条の六第一項の様式第六十三の四による届出書
 - 四 第四十九条の八第一項の様式第六十三の五による申請書及び認定証を失ったときは、その事実を記載した書面
 - 五 第四十九条の十第一項において準用する第七条第二項の様式第四から様式第六の二までによる書面
 - 六 第九十一条の様式第八十一による申請書、同条第一号に掲げる定款及び事業計画、同条第二号に掲げる事業概況書並びに同条第三号から第六号までに掲げる添付書類
 - 七 第九十一条の三の様式第八十一の二による申請書、第九十一条第一号に掲げる定款及び事業計画、同条第二号に掲げる事業概況書並びに同条第三号から第六号までに掲げる添付書類

第八十四条の届出書	様式第百五
第八十五条第一項の申請書及び業務規程	様式第百六
第八十五条第三項の申請書	様式第百七
第八十七条の申請書	様式第百八
第八十八条の届出書	様式第百九
第八十九条の申請書	様式第百十
第九十一条の申請書、同条第一号に掲げる事業計画並びに同条第二号、第五号及び第六号に掲げる添付書類	様式第百十一
第九十一条の三の申請書、第九十一条第一号に掲げる事業計画並びに同条第二号、第五号及び第六号に掲げる添付書類	様式第百十二
第九十二条第一項の届出書	様式第百十三
第九十五条の届出書	様式第百十三の二
第九十六条の表第六号の二に掲げる報告書 (機構に対してするものに限る。)	様式第百十三の二
第九十六条の表第八号に掲げる報告書	様式第百十四

八 第九十二条第一項の様式第八十二による届出書

九 第九十二条第二項において準用する第七条第二項の様式第八十二の二による書面、様式第五による書面、様式第六による書面及び様式第八十二の三による書面

十 第九十五条の様式第八十三による届出書

十一 第九十六条の表第六号の二に掲げる様式第九十の二による報告書

十二 第九十六条の表第八号に掲げる様式第九十二による報告書

4 前項の電磁的記録媒体は、機構が別に定めるものでなければならぬ。

5 押印をすることとされている書類について、第一項又は第三項の規定により電磁的記録媒体による提出を行う場合にあつては、押印のある様式第九十九又は様式第九十九の二の電磁的記録媒体提出票を提出することをもって、押印は不要とする。

〔削る〕

〔削る〕

(フレキシブルディスクの構造)

第三百三十七条 前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。

- 一 日本工業規格X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
- 二 日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

(フレキシブルディスクの記録方式)

第三百三十八条 第三百三十六条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

「削る」

別表第一（第五条、第十三条関係）

七	一〜十	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
十八	液化石油ガスメーター	「略」	「略」	次のいずれかの設備 一 基準はかり又は基準分銅及

別表第一（第五条、第十三条関係）

七	一〜十	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
十八	液化石油ガスメーター	「略」	「略」	次のいずれかの設備 一 基準はかり又は基準分銅及

- 一 トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあつては日本工業規格X六二二五に規定する方式
- 二 ポリユーム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式
- 三 文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八付 属書一に規定する方式
- 2 日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二〇一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。
- （フレキシブルディスクにはり付ける書面）
- 第百三十九条 第百三十六条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
- 一 提出者の氏名又は名称
- 二 提出年月日

三十三 ～ 四十	「略」	自動はかり のうち、ホ ツパースケ ールを製造 する事業	四十二	自動はかり のうち、充 填用自動は かりを製造 する事業	四十三	自動はかり のうち、コ ンベヤスケ ールを製造 する事業	四十四	自動はかり のうち、自 動捕捉式は かりを製造 する事業	四十五	自動はかり のうち、自 動捕捉式は かりを製造 する事業	四十六	自動はかり を製造する 事業のうち 自動はかり 以外の
	「略」	ホツパー スケール		充填用自 動はかり		コンベヤ スケール		自動捕捉 式はかり		自動捕捉 式はかり		
	「略」	基準分銅										
三八・二	「略」											「略」

三十三 ～ 四十	「略」	「新設」										
	「略」	「新設」										
	「略」	「新設」										
三 ロ・ハ	「略」	「新設」										「略」

前四号に掲げるもの以外のものを製造する事業			
-----------------------	--	--	--

別表第四（第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の二関係）

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量	計量士
一 [略]	[略]	[略]	[略]
二 質量	イ [略] ロ 令第二条第二号ハに掲げる分銅	[略] [略]	
三 八 [略]	[略]	[略]	[略]

--	--	--	--

別表第四（第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の二関係）

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量	計量士
一 [略]	[略]	[略]	[略]
二 質量	イ [略] ロ 令第二条第二号ロに掲げる分銅	[略] [略]	
三 八 [略]	[略]	[略]	[略]

備考 表中の「」の記載は注記である。